

未来とサンゴプロジェクト参加規約

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」という。）、一般社団法人恩納村観光協会とサンシャイン水族館が実施している、未来とサンゴプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）への協賛又は賛同する際の条件について定めるものである。

（目的）

第1条

本プロジェクトは、海の豊かな生態系を支えるサンゴを守ることで海洋環境保全に寄与することを目的に実施する。

（参加種別）

第2条

本プロジェクトの参加種別は以下の通りとする。

協賛法人：本プロジェクトに協賛する。

協賛金を支払い、サンゴの苗の植え付けを直接的に支援する。

賛同法人：本プロジェクトに賛同する。

SNS等の告知媒体で、積極的に本プロジェクトのPRを行う。

（参加要件・参加特典）

第3条

(1) 協賛法人もしくは賛同法人（以下「参加法人」という。）の、参加要件及び参加特典は以下の通りとする。

協賛法人

- 参加要件
- ・当社指定の申込フォームより、本プロジェクトに申込み。
 - ・自社のホームページに本プロジェクトについて協賛している旨及び本プロジェクトの特設サイトのリンクを掲載する。
 - ・恩納村のサンゴの保全活動または恩納村観光協会のサンゴの苗の植え付けに対して、次条に定める参加期間中毎年10万円（1口）以上の協賛金を支払う。

- 参加特典
- ・未来とサンゴプロジェクトの特設サイトに、法人名・ロゴが記載される。
 - ・自社のホームページに本プロジェクトについて掲載することができる。
 - ・プロジェクトが主催する恩納村におけるサンゴの保全活動のボランティア活動に参加できる。
（但し、宿泊費や食費等の滞在にかかる費用や現地までの移動に係る交通費は自己負担とする。）

賛同法人

- 参加要件
- ・当社指定の申込フォームより、本プロジェクトに申込み。
 - ・自社のホームページに本プロジェクトについて賛同している旨及び本プロ

ジェクトの特設サイトのリンクを掲載する。

- ・ SNS 等の告知媒体で、積極的に本プロジェクトの PR を行う。
- 参加特典
- ・ 未来とサンゴプロジェクトの特設サイトに、法人名が記載される。
 - ・ 自社のホームページに本プロジェクトについて掲載することができる。

(参加期間)

第 4 条

参加期間は、第 6 条に基づき当社が承諾した日（以下「参加日」という。）が 4 月から 9 月の場合は当該年度 10 月から翌年度 9 月末日まで、参加日が 10 月から 3 月の場合は翌年 4 月から翌々年度 3 月末日までとし、参加期間終了日の 2 か月前までに当社に継続しない旨の申し入れを行わない限り、1 年間延長され、その後も同様とする。ただし、協賛法人ロゴ、賛同法人名の本プロジェクト特設ページへの掲載および協賛／賛同法人のホームページへの本プロジェクトバナー掲載は参加申し込みの当社承諾後、速やかに行うものとする。

(申し込み)

第 5 条

(1) 本プロジェクトに、参加法人として申し込みするものは本規約の内容に同意し、当社指定の申込フォームより申し込みを行うものとする。なお、参加情報に変更が生じた際は遅滞なく申し出るものとする。

(2) 申し込みに関するフローは別紙にて定める。

(申し込みの承諾)

第 6 条

前条の申し込みに対する承諾は、当社からの連絡により行うものとする。参加法人が次に掲げる要件を満たさない時、当社は申し込みの承諾をしない場合がある。

- ・ 反社会的勢力との関りが無いこと
- ・ 本規約に違反していないこと
- ・ 当社の業務遂行上支障をきたさないこと

(退会条件)

第 7 条

次に掲げる要件にあてはまる場合、参加法人は本プロジェクトを退会する。

- ・ 本規約に違反していると当社が判断した場合。
- ・ 参加法人が当社へ退会申請を申し出た場合。
- ・ 協賛法人については、協賛金の支払いが確認出来なかった場合。
- ・ 参加法人又はその役員、従業員が反社会勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体をいう。）と関係したことが明らかになったとき、または自ら反社会的勢力を名乗り、当社の名誉・信用を毀損する等の行為を行った場合。
- ・ 本プロジェクトへの協賛/賛同目的が CSR、SDGs 活動ではなく商品やサービスの販売等への誘導が主目的であることが検知された場合。

(途中退会による協賛金の返金)

第8条

(1) 協賛法人が参加期間中の途中で退会する場合、既に支払われた協賛金については、原則としていかなる理由があっても返金されないものとする。但し、当社に重大な過失が認められた場合はこの限りではない。この場合の返金額および返金方法は、当社と協賛法人の協議により決定する。

(2) 本条項は、協賛法人が自らの意思で退会する場合、または当社が参加法人の違反行為や不適切な行為により参加資格を取り消す場合にも適用される。

(3) 協賛法人は、本条項に同意の上、協賛金の支払いを行うものとする。

(社名の公開)

第9条

参加法人は、当社が本プロジェクトへの参加について公開することを承諾する。

(情報提供)

第10条

本規約に同意した場合、当社より本プロジェクトに関わる情報の提供を行う。

(秘密保持)

第11条

参加法人及び当社は、本プロジェクトの上で知り得た情報について、秘密として取り扱う。

(免責)

第12条

(1) 当社は、参加法人の承諾を得ることなく、本プロジェクトを変更、中止又は廃止することができるものとする。なお、当社は、当該措置により、参加法人及びその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。当社は本プロジェクトについて、明示又は黙示を問わず、有用性等、何らの保証をするものではない。

(2) 当社の都合により本プロジェクトが変更、中止又は廃止された場合、既に支払われた協賛金については、原則としていかなる理由があっても返金されないものとする。天災等、当社の責任に帰さない事由により、協賛企業が協賛することの恩恵を受けられなかった場合も同様とする。但し、当社に重大な過失が認められた場合はこの限りではない。この場合の返金額および返金方法は、当社と協賛法人の協議により決定する。

(規約の変更)

第13条

当社は、変更後の本規約を、当該変更の効力が発生する日以前に、参加法人へ事前通知を行うことで、本規約を変更できるものとする。なお、当該変更後は、変更後の本規約が適用されるものとする。

(合意管轄)

第14条

参加法人と当社との間で本プロジェクト又は本規約に関連して法的紛争が生じた場合、東京

地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 15 条

本規約の準拠法は、日本法とする。

(協議条項)

第 16 条

本規約に定めのない事項及び本プロジェクトについて疑義が生じた事項については、当社と参加法人との間で別途誠実に協議するものとする。

以上

ソフトバンク株式会社

附 則

- 1 この規程は、2023年5月23日より施行する。
- 2 この規程は、2024年5月21日より施行する。(退会条件について改訂)
- 3 この規程は、2024年9月1日より施行する。(参加期間について改訂)